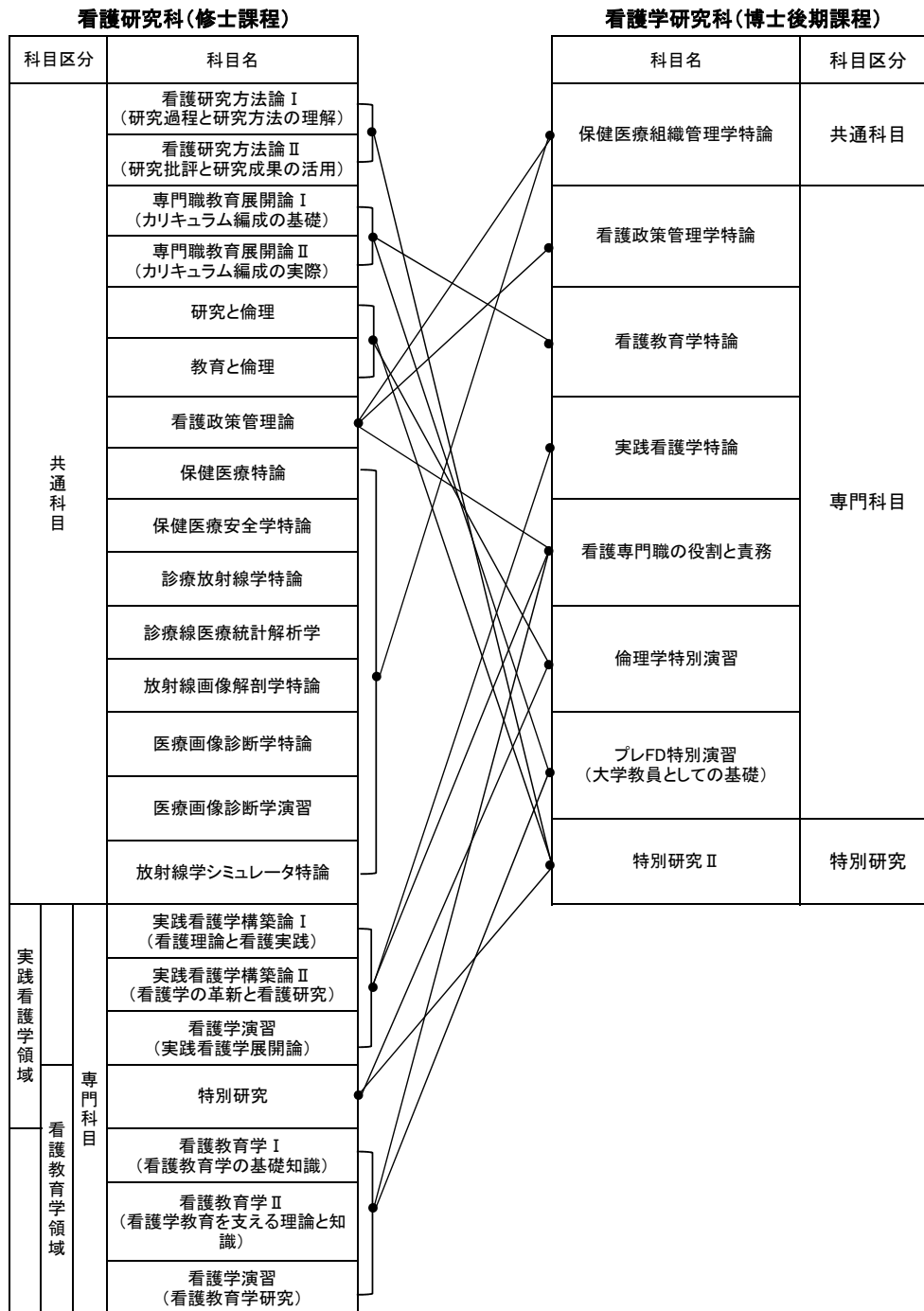


看護学研究科修士課程と博士後期課程の関係



看護学研究科博士後期課程 授業科目年次配置表 (看護学研究科看護学専攻(D))									
年次	前期セメスター	単位	夏季集中授業	単位	後期セメスター	単位	春季集中授業	単位	単位
共通科目	保健医療組織管理学特論	2							
	計	2	計	0	計	0	計	0	2
専門科目	看護政策管理学特論	2			倫理学特別演習	2			
	看護教育学特論	2							
	実践看護学特論	2							
	看護専門職の役割と責務	2							
	プレFD特別演習 (大学教員としての基礎)	2							
	計	10	計	0	計	2	計	0	12
合計		12		0		2		0	14
特別研究	特別研究Ⅱ	通6			特別研究Ⅱ	通6		0	6
合計				20単位(選択・必修)					

看護学研究科 修士課程・博士後期課程 授業時間割表

		前期セメスター						
時 限 時 間		I	II	III	IV	V	VI	VII
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30	19:40～21:10
月	修士課程			○放射線画像解剖学特論(演習室C)			◎特別研究(松田, 山下, 吉富) 演習室23	看護学研究方法論 I (行田) 演習室25 ○放射線学シミュレータ特論(演習室C)
	博士後期課程				■看護教育学特論(吉富)		■看護政策管理学特論(巴山)	
火	修士課程		○診療放射線学特論(演習室C)		看護学研究方法論 I (行田) 演習室25	●実践看護学構築論 I (中西) 演習室25	専門職教育展開論 I (山下) 演習室23	◎特別研究(松田, 山下, 吉富) 演習室24
	博士後期課程					■プレFD特別演習(大学教員としての基礎)(山下)	■看護専門職の役割と責務(巴山)	■実践看護学特論(齋藤)
水	修士課程						◎特別研究(巴山) 演習室25 ●看護教育学 I (吉富) 演習室23 ◎特別研究(中西) 演習室26	
	博士後期課程							◎特別研究 II 通年(齋藤)
木	修士課程	専門職教育展開論 I (山下) 演習室23			●看護教育学 I (吉富) 演習室23		●看護学演習(看護教育学研究) 通年(松田)	○放射線医療統計解析学(演習室C)
	博士後期課程				■実践看護学特論(齋藤)			
金	修士課程				看護政策管理論(巴山) 演習室26		●実践看護学構築論 I (中西) ◎特別研究(齋藤) 演習室26	看護政策管理論(巴山) 演習室26
	博士後期課程				■看護専門職の役割と責務(巴山)		■プレFD特別演習(大学教員としての基礎)(山下)	■看護教育学特論(吉富)
集中授業		夏季集中講義 研究と倫理 (横山) (演習室12) ○画像診断学特論 I						

後期セメスター							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30	19:40～21:10
月	修士課程			看護学研究 方法論Ⅱ (行田)		看護学研究 方法論Ⅱ (行田)	●実践看護学 構築論Ⅱ (中西)
	博士後期課程						
火	修士課程				●実践看護学 構築論Ⅱ (中西)	●看護学演習 (実践看護学展開論) 通年 (齋藤) ●看護学演習 (看護教育学研究) 通年 (松田, 山下, 吉富) ○保健医療特論	
	博士後期課程			◎特別研究Ⅱ (齋藤)			
水	修士課程			専門職教育 展開論Ⅱ (松田)		◎特別研究 (松田, 山下, 吉富) ◎特別研究 (巴山) ◎特別研究 (中西)	専門職教育 展開論Ⅱ (松田)
	博士後期課程						
木	修士課程				●看護教育学Ⅱ (吉富)	◎特別研究 (松田, 山下, 吉富)	●看護教育学Ⅱ (吉富)
	博士後期課程						
金	修士課程				○保健医療 安全学特論	◎特別研究 (齋藤)	
	博士後期課程				■倫理学特別演習 (中西)	■倫理学特別演習 (中西)	◎特別研究Ⅱ (齋藤)
集中授業	春季集中講義 教育と倫理 (横山) (演習室12)						
	○画像診断学特論Ⅱ						

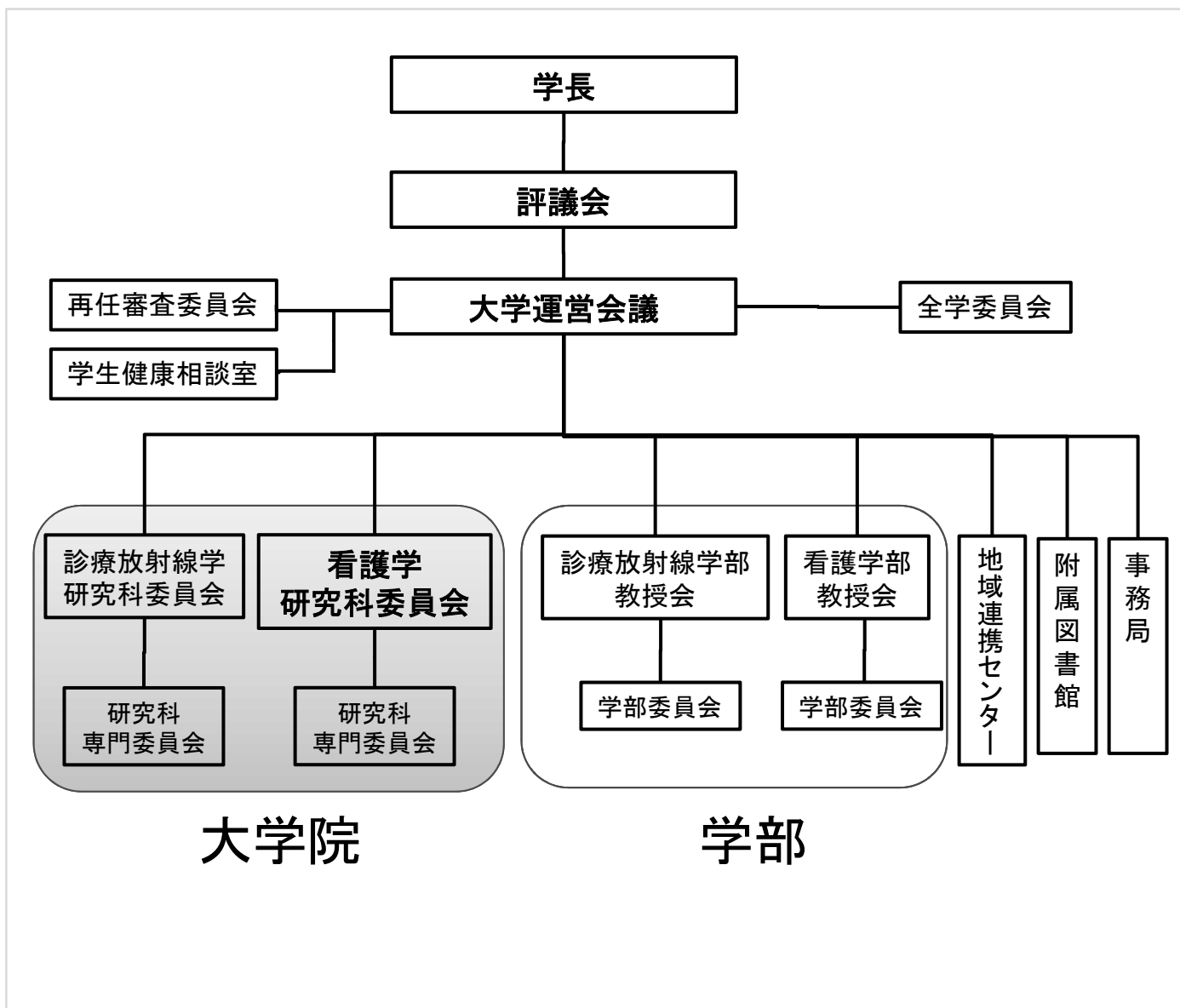
【修士課程】

- ◎は専門科目（必修科目）です。
- は専門科目（選択必修科目）です。
- 斜字は看護学研究科の共通科目です。
- は診療放射線学研究科開講の自由科目です。

【博士後期課程】

- ◎は専門科目（必修科目）です。
- は専門科目（選択科目）です。

群馬県立県民健康科学大学



群馬県立県民健康科学大学大学院 看護学研究科専門委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科に次の専門委員会を置く。

- (1) 教務委員会
- (2) 入学試験委員会
- (3) FD委員会
- (4) 自己評価委員会

2 専門委員会に部会等を置くことができる。

(専門委員会の構成員、審議事項等)

第2条 専門委員会の構成員、審議事項等は、別表のとおりとする。

(専門委員会の連携)

第3条 各専門委員会は、診療放射線学研究科専門委員会と連携して行うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員会の設置)

第5条 第2条で定める専門委員会のほか、必要がある場合は研究科委員会の議を経て特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の名称、構成委員、審議事項等は、研究科委員会の議を経て定める。

(委員の選任)

第6条 委員は、職指定された委員長を除き、各研究科で選出し、研究科委員会の議を経て学長が任命する。なお、欠員が生じた場合も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、職指定された委員長を除き委員の互選によって定める。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第8条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは委員

長が決定する。

(報告)

第9条 委員長は、専門委員会における審議事項及び実施結果等を研究科委員会に報告する。

(関係教職員の出席及び意見の聴取)

第10条 専門委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議録)

第11条 専門委員会を開催したときは、審議の内容を会議録にとりまとめ学長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

専門委員会名	構 成 員	審 議 事 項	庶務担当係
教務委員会	委員長（教授） 研究科構成員 （教授）4名	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の教育に関すること ・カリキュラム編成に関すること ・科目履修、試験、単位認定及び修了に関すること ・休学、退学、除籍及び復学に関すること ・GPA制度の運用に関すること ・その他研究科の教育課程に必要とされる事項 ・学生生活支援に関すること ・就職、進路相談に関すること ・学生支援システムの管理、運営、評価に関すること ・その他学生に関すること 	教務係 学生図書係
入学試験委員会	委員長（教授） 研究科構成員4名	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜試験の実施計画に関すること ・合格者認定基準に関すること ・学力検査問題に関すること ・入学者選抜試験の実施に関すること ・学力検査の採点に関すること ・合格者認定資料の作成に関すること ・その他入学者選抜試験に関すること 	教務係
FD委員会	委員長（教授） 研究科構成員 （教授）4名	<ul style="list-style-type: none"> ・FDプログラムの立案、実施、評価に関すること ・授業の内容及び方法の改善に関すること ・その他FD活動の支援・推進に関すること 	教務係
自己評価委員会	委員長（研究科長） 研究科構成員4名	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の項目に関すること ・自己点検・評価の実施に関すること ・自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること ・第三者評価の実施に関すること 	総務会計係

群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 前条の教員の任用に際しては、当該任用されるものの同意を同意書（様式第1号）により得なければならない。

(業績審査)

第4条 この規程の規定により任用された教員の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動
- (2) 研究活動
- (3) 大学運営への貢献
- (4) 社会への貢献

(規程の周知)

第5条 この規程を改廃したときは、群馬県立県民健康科学大学ホームページ等により、広く周知を図るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

法第4条第1項第1号に基づき任期を定めて任用する教員の職

項 目	内 容
(1) 任期付きとする職	ア 教育研究組織 看護学部及び診療放射線学部 イ 対象教員 教授、准教授、講師、助教及び助手
(2) 任期	教授 10年 准教授 7年 講師 5年 助教 4年 助手 4年
(3) 再任に関する事項	再任可

備考 任期中に群馬県立県民健康科学大学教員定年規程に定める定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規程に定める退職の日までとする。